

# 伊奈町文教民生常任委員会

令和2年9月4日（金曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年9月4日(金)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前 9時00分

○休憩 午前 9時39分

○再開 午前 9時41分

○休憩 午前 9時49分

○再開 午前 9時50分

○休憩 午前 10時05分

○再開 午前 10時14分

○休憩 午前 10時16分

○再開 午前 10時16分

○休憩 午前 10時18分

○再開 午前 10時18分

○休憩 午前 10時18分

○再開 午前 10時19分

○休憩 午前 10時27分

○再開 午前 10時27分

○休憩 午前 10時29分

○再開 午前 10時31分

◎閉会 午前 10時33分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 五味雅美

委員 高橋まゆみ、山野智彦、大野興一、上野克也、永末厚二、山本重幸

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄、局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関根良和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都市建設統括監 安田昌利、会計管理者 中村知義、消防長 瀬尾浩久、教育次長 石田勝夫、企画課長 久木正、総務課長 増田喜一、住民課長 本多史訓、福祉課長 松田正、子育て支援課 瀬尾奈津子、保険医療課長 久木良子、健康増進課長 岸本淳子、人権推進課長 大塚健司、教育総務課長 渡邊研一、学校教育課長 水落美佳子、学校給食センター所長 森田慎一、生涯学習課長 秋元和彦

開会 午前 9時00分

○藤原義春委員長 ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したいとの申し出は今のところありません。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申し出があった場合は許可しないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議ないものと認め、申し出があった場合は許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めましておはようございます。

今日は文教民生常任委員会、開催いただきまして、誠にありがとうございます。

二、三日前、ちょっと涼しくなったかなと思いましたが、また暑くなったような感じがいたします。今週いっぱい暑い日が続くのかなと思っております。心配されますのは、台風10号が非常に大きく、九州地方にまた接近しているとニュースが流れておりますけれども、被害がなければいいなと改めて思っているところでありまして、9月、10月となりますと、やはり台風のシーズンになると思いました。行政としてもしっかりと万全の態勢を整えていかなければいけないと改めて感じております。また、作業も進めておりますので、しっかりと対応していきたいと思っております。

1日に、虐待の関係で議員の皆さんに報告いたしました。報告書ができましたので、マスコミを呼んで改めて報告いたしました。既に新聞等でご覧になっている方もいらっしゃるかもしれませんが、報道関係、NHK、テレビ埼玉などマスコミが5社来まして、翌日2日に新聞に載りました。そして、1日夜、NHKとテレ玉で放送がありました。伊奈町としてはこんな取組をしているということでもあります。こういうことを二度と起こさないように、しっかりと行政として取り組んでいくということを申し上げたところでありまして、見守りがまず大事だということ。これをしっかりと、情報を共有するということを行政、警察、要対協の皆様方を含めてそういう対応をしていこうということで、改めてお誓いを申し上げたところでもあります。

議員の皆様方におかれましても、いろいろな意味での情報がまた入ってくるかと思えます。子供の命、まさに大事な命であります。二度とこのようなことを起こさないように、しっかりと私どももやってまいりますので、議会の皆様方につきましてもご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。今日は6つの議案を提案させていた

いただきましたので、藤原委員長のもとご審議賜りますように、お願い申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案6件及び請願1件であります。

本会議における提案説明並びに自宅での調査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

まず、議案6件を議題とします。

初めに、第69号議案 令和2年度伊奈町一般会計補正予算（第7号）の所管事項について質疑を行います。

16ページから17ページの第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

17ページから22ページの第3款民生費について、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

22ページから24ページの第4款衛生費について、質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 おはようございます。

衛生費の予防費のところ、各種がん検診等実施事業で、システムの入替えだというふうなご説明があったと思いますが、その中身と、入替えによって何か新しい機能が増えたとか、できることが増えたとか、そういうことがもしありましたら、教えていただければと思います。

○藤原義春委員長 健康増進課長。

○岸本淳子健康増進課長 議員のご質問にお答えいたします。

健康管理システムですが、システムの内容は、子供の健診の内容であったり、予防接種の履歴であったり、また、成人に対しては、がん検診をいつ受けたかなどの結果が全部入力されております。今回補正させていただきましたのは、新型コロナウイルス感染症が蔓延したため、導入時期を遅らせるため、新しい管理システムのリース代がかからなくなったので、減額させていただきました。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかにございませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 23ページ、清掃総務費が補正されていますけれども、この内容を伺いたいのと、清掃職員人件費になっていますけれども、清掃職員という方の範囲はどの辺りを指すのか。私は長いこと伊奈町にお世話になっていますけれども、いつか聞こうと思っていたのですけれども、恥ずかしながら、この範囲を教えてください。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、清掃職員人件費でございますけれども、クリーンセンターで勤務する職員の人件費でございます。今回増額補正させていただきます。職員6人分でございます。当初は5人分と見ていたのですけれども、人事異動の結果、1名増となりましたので、6人分の人件費でございます。内訳としましては、再任用職員が1名増員となりましたので、その不足分を今回増額のお願いをするものでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 永末委員、よろしいですか。

○永末厚二委員 清掃職員というのは、クリーンセンターで働く方を清掃職員としているということですか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 そのとおりでございます。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 そうすると、クリーンセンターに異動された方はその都度清掃職員として指定されると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 クリーンセンターに勤務している職員の人件費につきましては、この清掃職員人件費から支払っております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

31ページから35ページの第9款教育費について、質疑はありませんか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 33ページの学校給食休止補償事業158万1,000円計上されていますけれども、これの詳しい内容を教えてください。

○藤原義春委員長 学校給食センター所長。

○森田慎一学校給食センター所長 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策学校給食休止補償事業でございますが、新型コロナウイルス感染症対策により小・中学校が臨時休業となり、それに伴いまして学校給食も休止となりました。3月分の給食食材のキャンセルにより生じた経費及び処分に要した経費、また、発注に係る食材の違約金等について給食食材納入業者に支払うものでございます。

今回の対象となっております業者につきましては、4事業者でございます、合計158万916円支払うものでございます。

なお、今回支払う補償金につきましては、11ページ、歳入で予算措置をさせていただいておりますが、文部科学省により保護者の負担軽減及び学校給食の安定的供給のため創設されました学校臨時休業対策費補助金の対象となりまして、補助割合が国庫補助分4分の3、地方負担分4分の1で、この4分の1につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が措置されることとなっております。

補助金の歳入科目につきましては、文部科学省から補助事業者として全国学校給食会連合会が指定され事業を執行することから、雑入で歳入予算を措置しております。

今回の補償事業でございますが、158万916円の内訳につきましては、4つの事業者から申し出がございまして、1つ目が、麺、パン納入業者でございます公益財団法人埼玉県学校給食会でございます、麺、パンの加工賃相当額につきましては38万7,509円、麺につきましては13万9,805円、パンにつきましては24万7,704円、合計しまして38万7,509円となっております。

麺、パンにつきましては、公益財団法人埼玉県学校給食会と私どもの契約となっておりますので、学校給食会さんを通じまして各事業者を支払われるものでございます。

このほかに、2つ目としまして、牛乳の納入業者がございまして、牛乳に関わる加工賃相当額で110万9,053円となっております。

3つ目の業者としまして、鶏肉の納入業者がございまして、鶏もも肉を廃棄処分したことによりまして、その補償額としまして6万4,350円、4つ目の業者としまして、油揚げを納入した業者がございまして、油揚げの廃棄処分に対する補償額としまして2万4円、合計しま

して158万916円となっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 ありがとうございます。

3月のキャンセル料ということですので、本当に緊急的な補助だと思えます。私一般質問で取り上げたこともありますので、非常にこのところ関心があるのですが、今4業者、言われましたけれども、野菜とか、そういったところはどうなんでしょうか、影響は出ていないのでしょうか。

○藤原義春委員長 学校給食センター所長。

○森田慎一学校給食センター所長 ただいまのご質問にお答えします。

野菜の納入業者につきましては、全てキャンセルをした段階で特に処分するようなことはございませんでした。一応6月に、登録の納入業者、全業者に調査を行いまして、特に処分等、廃棄したものはないという回答も頂いております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 それから、4月、5月、この間も給食はなかったわけですが、そこでの補償の必要は出ていないのでしょうか。

○藤原義春委員長 学校給食センター所長。

○森田慎一学校給食センター所長 ただいまのご質問にお答えします。

特に納入業者のほうからその旨の要望といったものは出ておりません。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 一応、納入業者ということが対象になっているようですけれども、生産者まで範囲を広げてみるということはされたのでしょうか。

○藤原義春委員長 学校給食センター所長。

○森田慎一学校給食センター所長 ただいまのご質問にお答えいたします。

私どもは、登録されている納入業者との確認であったものですので、納入業者から農家さんのつながりというんですか、その辺の関係というのは確認しておりません。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 特に野菜の場合には町内生産者も多いと思うのですが、地産地消でやっておりますから、その辺の影響が、これはまた分野が別になるかもしれませんが、配慮していただくことも必要かなと思っております。ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございますか。

大野委員。

○大野興一委員 教育指導費の黒丸が3つありますが、そのところの新型コロナウイルス感染症対策読書応援事業（学校教育課）、財源内訳の変更というのはどういうことなのか。それから、減額されている理由は何か。

次に、英語指導助手活用事業について、やはり減額の理由は。

それから、3番目の教育補助員等配置事業についての減額の理由。

これは全部財源内訳の変更なのでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 ただいまの質問にお答えいたします。

英語指導助手活用事業の減額につきましては、ALTの採用、任用につきまして、プロポーザル方式で行いましたところ、派遣料を圧縮することができました。仕様書をもとに圧縮することができ、業務が減少したということはありません。

それから、教育補助員の配置につきましては、今年度から会計年度任用職員の制度ということで、こちらの任用で進めてきたところなのですが、期末手当につきまして、予算が漏れてしまいましたので、改めて計上させていただきたいということでお願い申し上げます。

また、旅費につきましては、任用しました職員の学校等へのご自宅からの距離数につきましても、想定した予算額を超えてしまったということで、こちらを増額させていただきたいということで、補正させていただいております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 企画課長。

○久木 正企画課長 ただいまのご質問の中の財源内訳の変更の関係でございますけれども、まず、黒丸の一番上の新型コロナウイルス感染症対策読書応援事業、それと、英語指導助手活用事業の2つになります。読書の関係ですが、総額で1,408万4,000円だったものが第1次の交付金の交付決定があったということで、そのうちの704万2,000円を交付金に財源内訳を変更したものでございます。

それと、英語指導助手活用事業のところの特定財源のその他のところに478万9,000円がございます。それにつきましては、予算書の13ページに、町制施行50周年記念事業というのがあるのですが、今年度実施しないということになりましたので、もともと当初予算でこの478万9,000円が、ふるさと寄附金の使い道として町長にお任せというものがございますけれども、それを当初予算で町制施行50周年記念事業に充てていたものを実施しないということになったところで、この英語指導助手活用事業に変更したということになっております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

第69号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第69号議案のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第69号議案のうち所管事項については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第70号議案 令和2年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

7ページの基金積立金のところでございますが、積み増しが1億2,768万4,000円になっていると思います。この基金が年度末まで積み立てていけそうな予想でしょうか。というのは、つまり国民健康保険料のところの多少の減額も考えたいというお話が前あったと思いますが、

そちらにつながるくらいの方向がどうかというのを教えていただければと思います。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

基金の積立てでございますが、予算どおり今回の補正後の積立てをいたしまして、今年度末の残高につきましては、予定といたしまして3億8,216万8,969円の残高の予定でございます。予定どおり積み上げるということでございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうすると、令和元年度末の今度の決算の残高で1億1,900万円くらいというのがあったと思うのですけれども、そこから倍以上に基金が積み上がる。今コロナ影響もあって、いろいろと国民健康保険税の支払いは大変な人が増えていると思うのですけれども、こうした基金の積立て増をもって、特に均等割を少し低料化するとか、そういうふうな考えはありますでしょうか。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○久木良子保険医療課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

元年度末の基金の残高が3億448万4,969円ございました。その後、今年度の予算執行といたしまして、納付金の納付に要する費用といたしまして5,000万円処分をしております。先ほど申し上げました今年度末の残高となるわけですので、倍以上の残高になったということではございません。

今後基金の残高を見ながら、保険料の見直しも考えているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、十分な検証が必要だと考えております。国民健康保険財政に支障が生じることがないように、十分改正の時期につきましては見定めて、改正をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

支払猶予の申請の動向もあると思いますので、その辺りも見ていただきながら、可能であれば国保運営に支障のない限りでの低料というものを検討いただければと思います。

ありがとうございました。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第70号議案 令和2年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第70号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号議案 令和2年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 8ページの地域支援事業のマイナス補正ですが、この内容を教えてくださいませんか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 ただいまのご質問につきましてお答え申し上げます。

今回の39万1,000円の減額の関係でございますが、一般介護予防事業を減額させていただくものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しまして、当初、いきいき脳力教室、認知症予防事業、ロコラジサロンなど、そういう事業を予定しておりましたが、回数を削減したり、対象者を減らしたりといった形で、今回39万1,000円の減額をさせていただくものでございます。

具体的には、いきいき脳力教室の対象者を30名から20名に減らしたほか、あとはロコラジサロンを、当初30回予定しておりましたのを24回に回数を減らしたりというようなことで、委託料、報償金を減額させていただいたものでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 やむを得ずコロナによって、この年度の予算を減額することはやむを得なかったと思いますが、そういう人たちがさらに今年度、どういう具合に使えるかという手法も含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 永末委員の質問と関連しまして、委託はどこへ出しているのですか。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 ただいまのご質問につきましてお答え申し上げます。

認知症予防対策事業として、いきいき脳力教室というものを開催しておりますが、公文学習療法センターに委託しております。また、ロコラジサロンにつきましては、理学療法士や作業療法士など、そういう方々にご協力いただいて開催しているところでございます。

以上です。

○藤原義春委員長 大野委員。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第72号議案 令和2年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第72号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第73号議案 令和2年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第73号議案 令和2年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員であります。

よって、第73号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案 伊奈町手数料条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

上野委員。

○上野克也委員 よろしくお願ひいたします。

個人番号の通知カードの発行手数料というのが今回、国のほうで廃止になったということなのですけれども、今、現状の発行手数料と再発行の手数料というのがあると思うのですが、それを教えてください。

あと、現状まで再発行の依頼というのは、実績的にはあったのか、なかったのか。

よろしくお願ひします。

○藤原義春委員長 住民課長。

○本多史訓住民課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

手数料の関係でございますが、通知カードが紛失した等で再発行の場合は500円というこ

とでございます。

マイナンバーカードにつきましては、公的個人認証の暗証番号の設定等を含めまして1,000円になります。

通知カードの再発行の件数でございますが、昨年度77件でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第78号議案 伊奈町手数料条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第78号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第79号議案 伊奈中央会館条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 討論の発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第79号議案 伊奈中央会館条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第79号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩に入ります。

請願に関する部署以外の執行部は退席をお願いします。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時41分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

続いて、請願受付第1号 伊奈町におけるパートナーシップの認証制度創設および性的少数者に関する諸問題への取組みに関する請願についてを議題とします。

紹介議員である戸張議員から、何かございますか。

戸張議員。

○戸張光枝議員 皆様、おはようございます。

着座でお願いいたします。

レインボーさいたまの会より当議会に提出されました請願書に対しまして、紹介議員として挨拶の時間を頂戴いたしましたこと、感謝申し上げます。

また、当委員会所属ではありませんが、大沢淳議員におかれましては、性的マイノリティーの人たちの権利保障を求めると題して、平成30年9月定例会において一般質問をされており、平成31年には制服選択制について、また、本年3月にはパートナーシップ制度についてご質問されております。人権問題に真摯に寄り添う大沢淳議員に、この場をお借りいたしまして、敬意を表したいと思っております。

大島町長の令和2年度施政並びに予算編成方針の中で、人権尊重、男女共同参画の推進では、全ての人がお互いの人権を尊重し、認め合いながら、共に生きる社会を目指し、人権教育、啓発活動に努め、LGBTなどの性的マイノリティーなどに関する相談体制を充実させ、

新たなニーズに対応してまいりますとのご発言がございました。

また、人権推進課におかれましては、人間の性の在り方は複雑で多様という題目で、公開講演会を開催して下さり、また、広報いなへの特集記事掲載など、周知啓発に努めていただいております。誠にありがとうございます。

ここで、請願書を提出されましたレインボーさいたまの会について、設立の背景や目的、活動内容などをご紹介させていただきたいと思っております。

設立日、2018年5月16日、活動範囲、埼玉県全域、設立背景、県内にはLGBT団体が少なく、人権課題として性的マイノリティーの取組を行う団体が少ないことから、声なき声を可視化させ、誰もが暮らしやすい地域社会をつくりたいとの思いで、任意団体を設立されています。

目的は、誰もがありのままに暮らせる彩りの県を目指し、多様性を認め合う社会づくりを行うことです。活動内容は、当事者の居場所づくりや啓発、企業や自治体への理解促進、講師派遣、制度政策の提言等、会員数は、当事者と弁護士を含む支援者150人ほどです。

性的マイノリティーの方は人口の約5%から10%といわれております。11人に1人といわれておられて、左利きの方より多い割合とされております。LGBTなど性的少数者の方は自己肯定感が低く、LGBTに関するハラスメント事例もたくさんあり、自死を考えたことがある方が3人に2人というデータが出ております。

今回の請願人であられる当会の代表加藤岳様は、会を立ち上げる契機となられたことを2019年7月1日付埼玉新聞で語られております。

体が女性で心は男性のトランスジェンダーの家族が、職場で受けた差別がきっかけです。上司に男性として働きたいと伝えると、周囲の理解は得られない、性的少数者への対応が進む東京に行ったらどうかと退職を勧められ、落胆する家族を見て、誰にも同じ悲しみを味わってほしくないとの思いから設立に至ったとのこと。自分らしく生きたいと願う当事者の声を社会に向け、理解と支援の輪を広げられております。

また、レインボーさいたまの会は、超党派の段階であり、公明党と特定の関係はございません。会派は関係なく、当会が目指す、県内の誰もが多様性を尊重し合える社会の実現に賛同する議員と行動を共にしていらっしゃいます。

ここで、請願書が出されるまでの経緯をお話しさせていただきます。

本年3月16日に、上野克也議員のもとへ当会の副代表より連絡をいただきました。伊奈町の性的少数者に関する取組推進と、性的少数者にフレンドリーな伊奈町を目指すとした要

望書を大島町長のもとへ提出したいとお話がありました。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、緊急事態宣言下となり、提出が延期となり、6月25日に提出実現となりました。

当日は、レインボーさいたまの会の代表加藤様と支援者の方2名が来庁され、人権推進課の大塚課長、高瀬教育長にご同席いただきまして、要望書を受理していただきました。

その際、伊奈町に対して求める具体的な重点施策について回答を求められ、7月16日付で回答書を会の代表のもとへ返信しております。

そして、今回の請願書提出の運びとなりました。

今から遡って5年前、2015年に渋谷区が先駆けてパートナーシップ制度を導入いたしました。このことがきっかけで性的少数者に関する社会的関心が高まり、各自治体も制度導入に向けて動き出している現状です。全国では、2020年9月1日現在、59の自治体がパートナーシップ認証制度を導入済です。

要望書を提出済の自治体数、県内63市町村のうち、伊奈町を含め50市町村、請願書提出済が23自治体で、全会一致が9割で23自治体全て採択。今9月議会で請願受付が、春日部市、入間市、蓮田市と、当伊奈町となります。認証制度導入実施済自治体は、埼玉県では、さいたま市と川越市の2市、続いて、越谷市、鴻巣市、北本市は制度創設を既に表明しております。

委員各位のお力添えによりまして、当町においてパートナーシップ認証制度創設及び性的少数者に関する諸問題への取組が大きく前進し、日常生活において深刻な困難を抱えている性的マイノリティーの方の生きづらさが軽減されること、また、制度導入により町内に大きく波動を起し、働きやすさ、生きづらさのない社会につながることを切に願います。

また、SDGs持続可能な開発目標は、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。そして、大島町長の掲げる、ずっと住みたい緑にあふれたきらきら光る元気なまちの実現、誰もが日本一住んでみたいまちの実現につながりますので、何卒よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時50分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

今のご説明について、何か質問はございますでしょうか。

永末委員。

○永末厚二委員 今の質問というよりも、この請願の概念について確認したいのです。私もこれを受けて、町にどういうことをさせるべきかどうかということをいろいろ勉強させていただきましたが、このこと自身は別に私は反対をしませんし、大変いいことだと思います。

例えば、渋谷区では、パートナーシップ証明書を発行するに当たっていろいろやっているわけですが、この中でもその証明書の内容の趣旨について、男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備えている、戸籍上の性別が同一である二者の社会生活関係をパートナーシップと定義しています、という理解でお願いしたいということをやっています。それで、証明書を出しているわけです。

京都の場合は、パートナーシップ宣誓書を発行しているわけですが、これはお互いに2人が宣誓していただいて、一定のルールに基づいて宣誓したら、それを証明書として発行するということですが、ここにも同じような婚姻の関係云々というのがあるわけですが、請願書の趣旨の中に、大変問題になっているとされる中に、親族として扱われないということを強調されています。こういう事象は現在でも内縁とか、同棲の方にも同じような制約がかけられているわけですが、この請願が法律を超えて伊奈町に何かしてほしいということ、婚姻までしてほしいということなのかどうかを確認したいと思います。私ども、町にさせるには、法内でできる範囲でしかできないと思いますので、そのことについて確認しておきたいと思います。

○藤原義春委員長 戸張議員。

○戸張光枝議員 ご質問ありがとうございます。

先ほど永末委員からありましたように、パートナーシップ認証制度にも種類がございます。先ほどお示しいただいたとおり、渋谷区の方式、また、世田谷区の方式、また、中野区の方式、それぞれございます。制度導入後にどういう方式にしていくのかというのは、この後の話でありまして、パートナーシップ認証制度というのは、そもそも結婚のような法的効力は一切ございません。自治体の首長が、あなた方はパートナーですと認証する形であります。

内容としては、公立病院での病状の説明、手術の同意ができる、また、公営住宅入居の申込みができる、また、携帯電話の家族割が使えるようになる、また、保険会社にもよります

が、保険金の受取人になれる保険会社がある、クレジットカードの家族カードがつかれるクレジットカード会社がある、また、住宅購入など共同ローンを組めるローン会社があるということで、この制度を導入したことで法的効力は全くないのですけれども、間口を広げられる糸口になるということでもあります。

また、家族についての法律上の定義ということによろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○戸張光枝議員 家族について、憲法や民法等法律上の定義はあるのかということで、具体的に定義はなく、家族とすることを求めている、家族と同様に扱うことを求めています。法律上の問題はありません。人権問題でございます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 何点か質問させていただきたいのですが、誤解のないように申し上げたいのですが、まず、前提として性自認、自分の性が自分の意識と違うということで苦しんでおられる方が少数おられることは理解しておりますし、そうした方に対して虐待とか差別、迫害のようなものがあってはいけないということは十分理解しておりますし、これについては全く異論ございません。

ただ、その上で質問させていただきたいのですが、永末委員のご質問にあっては、結局パートナー制度は法律的な効力はないということをいっているのですが、例えば、本質的にはこの趣旨というのは、同性婚をパートナーとして認めてほしいということが核心で、という理解でよろしいでしょうか。

○藤原義春委員長 戸張議員。

○戸張光枝議員 国内外と埼玉県内のLGBTの動きということで、G7で同性カップルの法的保障が何もない国は日本だけで、ご存じかと思うのですけれども、あと、経済協力開発機構(OECD)加盟国中も、日本より上位の19か国はいずれも同性婚や同性パートナーシップ制度をもっている現状でございます。

この会の目的としては、究極は同性婚ということになるかとは思いますが、パートナーシップ制度が導入されることによって、社会形成とか、倫理に悪影響はなくて、不利益への配慮が必要でありながら、制度等の整備がないために痛ましい事件、事故が起きておりますので、そこを変えていくための制度だと思っております。

○藤原義春委員長 山野委員。

○**山野智彦委員** ありがとうございます。

究極においては、同性婚を求めたいということの趣旨だと理解をしました。なぜならば、異性同士の婚姻は法律上の規定があり、既に保護されておるものでございますから、この趣旨は究極につながる趣旨として同性婚を認めたい、同性婚を制度化したいものと理解をさせていただきたいと思います。

そうしますと、少数者の保護を超えて社会への影響というのは出てくるものだと思います。

まず1つ目としまして、同性婚の場合、当然子供はできないわけです。子供ができないことで、同性婚が広がった場合、当然市区町村、ひいては国の人口減少につながっていくわけですが、この点についてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○**藤原義春委員長** 戸張議員。

○**戸張光枝議員** 少子化の問題は、同性婚が増えたから少子化につながっているとは捉えられないと思います。

○**藤原義春委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** 少子化ではなくて、同性婚という形態自体が子孫を生まないと思うのですが、それについては特に問題はないとお考えということでしょうか。

○**藤原義春委員長** 戸張議員。

○**戸張光枝議員** 異性婚においてもお子さんができないだとか、また、子供をつくらないという思いでいらっしゃる方はいると思うのですが、どうでしょうか。

○**藤原義春委員長** 山野委員。

○**山野智彦委員** それはそのとおりでございます。それはそういう事情もございます。ただ、同性婚の場合は、生まれようがないわけです、生物学的に。という点がまず1つ挙げられます。

次の質問ですけれども、同性婚を結局求めたい人たち自身も、実は父親である男性の父親、女性である母親から生まれた存在であるわけですね。おじいさん、おばあさんや、お父さん、お母さんにお世話になって成人した。そういう存在であるにもかかわらず、自分が同性婚を求めるということは、自分の代でそこは終わると、自分は自由にしたいと。住みよいか、自由でということでおっしゃっていますけれども、そこまでいくと、自由の履き違い、あるいは、ある意味分かりやすく言えば自分勝手ということになるのではないのでしょうか。こういう見解もあると思うのですが、これについてはどのようにお考えになりますでしょうか。

○藤原義春委員長 戸張議員。

○戸張光枝議員 同性婚ということで、子孫が繁栄していかないということですよ。それについてということですよ。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 自分は男女の父親、母親、結婚していない場合も少々あるかもしれませんが、でも、男女、普通は父母がいて自分が生まれています。だけれども、自分は、そういう形態をとりたくないということですよ。そこにはいろいろ悩みもあるとは思いますが、とらないという時点において、自分の代でもう終わるわけです。そういうことについての違和感といいますか、そこについてはどう考えるのですか。

○藤原義春委員長 戸張議員。

○戸張光枝議員 この請願書の中身を見ると、同性婚云々ではなくて、パートナーシップ制度を導入することによって、今まで制度がなかったことによって不利益を得ていた人たちへの糸口をつかむ制度でありますので、そういった請願書でありますので、それに基づいてご質問いただければと思うのですけれども。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 なので、最初に確認をしたのですよ。究極的には同性婚を求める趣旨であるということは明らかでありますので、質問させていただいています。

続けます。

異性による結婚が男女間に限定されていて、保護されている理由というのをもう一回考えないといけないと思うのです。結婚は男女の間に限定されています。ある意味結婚しますと、その男女はほかの男性、女性との交わりを基本的に排除する形になるわけです。その理由は、一般的には子供が生まれて、生活していく、家庭を営む、子供を育てていく環境を用意する必要がある。人間の子供は成人するまでに20年くらいかかるわけです、長いわけです。その間に安定した家庭を保てないと、子供はすくすくと成長しない。そういうことのために結婚というのは、ある意味限定的な形で保護されているものだと思います。

人として考えたときも、自分もそうですけれども、子育てを通じて初めて親になっていくといいますか、子供が生まれたから親になるわけではなくて、子育てを通じて子供と関わっていく中で親になっていくわけです。その過程で自分が親にかけた苦勞に気づいたりして、それが親への感謝にもつながっていく、そういうことがあると思います。

また、夫婦だけの生活に加えて、子供が生まれて、子育ては小さいときは特に楽しいわけ

です。そうしたことも人としての経験になっています。その上で夫婦生活の中でいろいろな問題が起きますけれども、夫婦、男女が協力して子供のためにも頑張っていく、こういう中に人としての成長があると思いますし、そういう調和された家庭があつて初めて社会の安定が生まれる、そういう調和された家庭があつて初めて子供が健全に育つ土壌がある、そういうふうに思っております。

だから、社会の調和と永続というのは家庭に始まるんだと思っております。そういう意味で、結婚が公に認められていて、法律上の保護もあつて妥当なものとして認められているということが理由としてあると思います。

○藤原義春委員長 戸張議員。

○戸張光枝議員 先ほど同性婚がまるで家族形成をちゃんとしていけないというようなご発言がありましたけれども、どういった根拠があつて、またそういう事例があるのかどうか、逆にお聞きしたいのですけれども。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 同性婚で子供を育てている事例というのはあるのでしょうか。

○藤原義春委員長 戸張議員。

○戸張光枝議員 そういった事例は日本ではないですけれども、根拠があつてのご発言なのかどうか。

○山野智彦委員 根拠ではなくて事実です。同性での結婚では子供が生まれようがないですね。

○戸張光枝議員 それはそうですね。

○山野智彦委員 だから、子育てする家庭というのは生まれようがないわけですよ。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 話が請願書の趣旨とちょっと。同性婚とか、子供が生まれる、生まれないという部分は別個だと思うのです。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 だから、最初に確認したのです。この請願の本当の狙いは同性婚、同性パートナーシップの認証制度ということにあると思うのです。なぜならば、異性の問題であれば、結婚もあるし、内縁制度もあるし、いろいろなものがあります。同居とか、友人としての生活、あるいは財産の分与、相互補助、これは別に構わないのです。だけれども、結婚は別ですということを行っているのです。

だから、あえて同性パートナーシップと言わずにパートナーシップという表現していること自体に実は同性婚を求めたい動機があつて、ありますよね。わざわざパートナーシップに書いている。ありますよね。だから、そこも含んでいるので、問題提起をしているわけです。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時14分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

上野委員。

○上野克也委員 せっかく執行部で人権推進課長もいらしていますので、伊奈町の現状に対してのご意見を拝聴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○藤原義春委員長 人権推進課長。

○大塚健司人権推進課長 ただいまのご質問にお答えいたします。町の取組状況でございますが、性的少数者の方々の理解を深めるということにつきましては、様々な人権課題のうちの一つとして町としても捉えております。つきましては、性的少数者に関する正しい知識と認識を深めるため、町民や職員を対象とした講演会や研修会などを実施するとともに、町の広報紙、昨年9月号に特集を載せさせていただきました。また、ホームページを活用した啓発活動を実施しているところでございます。

まだまだ地域社会において理解が深まっていないような状況であると認識しておりますので、今後も引き続き性的少数者に関する情報提供や啓発などを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 今の執行部の説明に関して、何か質問はございますか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 それでは、戸張議員には紹介議員として、本当にいろいろご説明ありがとうございました。

よろしければ、これで退席ということでよろしいですか。

お願いいたします。

○戸張光枝議員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 執行部も退席してよろしいですか。

執行部も、ありがとうございます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

委員各位から何かご意見ございますか。

これに関しては、それぞれ委員の方の意見が、いろいろございまして、徹底的に討論すれば紛糾するような事態も考えられるのですけれども、皆さんがある程度のところ、思う存分意見を言われたというところで集約して、採決をしたいと思います。

永末委員。

○永末厚二委員 山野委員とやってもしょうがないのだけれども、山野委員が確認した中に、本当に私はこの請願では婚姻関係を求めていますと言ったと思っているのだけれども、それは求めていると言ったのかな。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

山野委員。

○山野智彦委員 永末委員とのやりとりの中ではなくて、私が最初に、この請願の趣旨は、結局は同性婚を制度化したいということが含まれているのではないですかとお聞きして、そして、やはり究極的にはありますと答えられたので、そこから議論を進めました。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

再度言います。委員各位のご意見をお伺いしたいのですけれども。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 個人的に私としては、個人の尊厳を大事にするということと、一人の選択を尊重して、そういう人たちが生活していく上で障害となっていることについては、取り払っていくべきではないかなと考えます。そういった意味から、この請願については私としては賛成、賛同したいと思います。

以上です。

○藤原義春委員長 上野委員。

○上野克也委員 私は最初、この件に携わった者として、本当に困っているご本人、当事者の話を何回も聞きました。本当に大変なんだと。転居までして生活しなくては行けないという部分で、行政でできることはこういうことがありますよ、というところまでやっというたと。法律を変える云々ではなくて、行政で手助けできることがここまであるのですよという部分で、初めて請願という形になってきましたので、ぜひ皆様のご協力のもと、ご理解いただいて、可決成立することをよろしくお願いしたいと思います。

○藤原義春委員長 まだ発言されていない方が2名いらっしゃるの。

山本委員。

○山本重幸委員 会派としても検討したのですけれども、少なくとも法律を変えてほしいという請願ではないのです。一つの自治体として、弱者、弱っている人たちにいかに手を差し伸べるかということがこの請願の趣旨なのです。ですから、そういった弱者にどういった形であっても手を差し伸べるのは福祉の一番根源ですから、そういった意味で、今回の請願に対しては、町でこの請願をどのように受け取ってどのように対応するかということは、これからの個々の問題ですけれども、またそういった意見も言う機会もあると思いますけれども、弱者、弱っている人たち、こういった形で弱っている人、我々年寄り、昔はそういうことは全然なかったですから、余り考えてもいなかったけれども、今の社会はそういったことを

問題にしなくてはいけないような時代になってきているわけです。そういった意味で、どうかこの請願を採択する方向で皆さんに検討していただきたいということをお願いします。

○藤原義春委員長 全員の意見ということで。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 それでは、意見を述べさせていただきます。

山野委員がおっしゃっていた究極同性婚につながるというお話は、私も同じ部分があります。ただし、今回の請願に関しましては、法的な部分までは発展しないと、戸張議員からも事前にお話がありましたので、この制度を設けることによって、弱者といわれている方が何らかの助けになるのであれば、同性婚まで発展しないということをあくまでも前提として、承認してもいいのではないかと思っています。

あと、もう一つ、今のところというか、分からないだけなのかもしれないのですが、差別ということが見えない状態なのです。今いろいろなところで黒人の問題とかありますけれども、そういう運動が盛んなだけに、ちょっと慎重になる部分はあります。ただ、何度も言いますが、今回の請願に関しては理解できます。

以上です。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 各地でこの差別をなくすために、行政でできる範囲のことを努力しているのをよく勉強させてもらいました、今回これを機に。いろいろなやり方がありますから、どれがいいということを私は申し上げるつもりはないですが、こういう運動を進めることは、差別をなくしていくことにつながるのだろうし、法律では同性の婚姻というのは認めてないわけですから、その範囲内でこの人たちの人権を守れるようなことができれば私はいいと思いますので、ぜひこの内容を通してあげて、あと、どう扱うかは町が考えるわけですから、私たちとしてはこの内容に賛成をしていけばいいのではないかなと思います。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 まとめますが、個人の性自認で苦しんでいる方を救済するべきだということには全く異論はありません。ただ、パートナーシップとってきたときに、そうすると、やはり結婚との関係が出てこざるを得ない、同性婚の問題が出てこざるを得ない。ここから先はグレーの問題がたくさんあるのではないかと思っていますので、保護をすべきだということについては賛成いたしますので、趣旨採択という形を私はとりたいと思っています。

○藤原義春委員長 山本委員。

○山本重幸委員 この請願は趣旨採択なのです。この趣旨に賛成ということで、趣旨採択ということではないです。ただ、この請願を採択するということは、この出てきている請願の内容、趣旨を私たちは認めましょうということなのです。だから、あと、どのように町でもって対応するかということは、これから町に課せられた問題である、それを町にこのようにしてくださいということを言っているということなのですから、そんな趣旨採択とか、そんなものは、私は必要ないと思います。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

山野委員。

○山野智彦委員 町に任せるといったのが世田谷区以降になっているのです。渋谷区型の場合には、条例として議会でも意見を挟んでやっております。町に任せるとするのは、ある意味、議員としては、あと町にお任せというところで、意思を反映する機会がなくなってしまうのですが、それについてはどうなのではないかと思っているのです。

○藤原義春委員長 山本委員。

○山本重幸委員 この請願は町に対してこういうことをしてほしいという請願ですから、町はどのように対応するかということは、案が出てきた場合、あるいは相談を受けた場合は議会として対応しなくてははいけません。だけれども、議会が積極的にこれに対して、ある程度の形をつくるということをする必要はない請願です。だから、別に議会として、最初に手を下すというようなことはしなくてもいい請願だと私は思います。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 請願そのものは町に対する思いを請願するわけですから、議員は町に対してこの趣旨に賛成したよということを表示すればいいわけで、具体的に何をしろということは、恐らくそういうものを、パートナーシップ条例を出してくれば、その条例に対してもっとこうしたほうがいいのかというのは意見の場があるでしょうし、勝手にやろうとしたら、それはちょっと待てよと言うこともできるから、議員としてはどういう方法をやるか、町の勝手と言

っては失礼ですけれども、町のやり方なので、その部分にチェックができる場合は私どもに、権利は持っていると思うので、私はそれでよろしいのではないかと。請願そのものは大体そういう趣旨だと思うので。

○藤原義春委員長 山野委員、よろしいですか。

大野委員。

○大野興一委員 私は性の多様性については、法制度として制度化していくことは権利として守られていくであろうと思います。だから、そういう制度までいく過程のそういう各地での議論なのかなと感じております。そういうことで、この請願については賛成であります。

以上です。

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を開きます。

これより請願受付第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件について採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立多数です。

よって、請願受付第1号は採択すべきものと決しました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

次に、協議事項の3、その他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いします。

○五味雅美副委員長 今日は請願も1件ありまして、いろいろ意見が出されたと思います。

大変お疲れさまでした。

○藤原義春委員長 これをもって閉会とします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時33分